

有島読書ノート 35：有島農場解放 99 周年

コモンズと相互扶助（その4）

梅田滋／2021.07.18

来年 2022 年の 7 月 18 日、有島武郎が農場の無償解放を宣言して百年目を迎える。ニセコでは、有島農場解放に由来する「コモンズと相互扶助」の議論が始まった。

1. 農場無償解放宣言における「コモンズと相互扶助」

1922(大正 11)年 7 月 18 日、弥照神社境内に集まった第一、第二農場の全小作人 68 人を前に、有島武郎は全農場の無償解放を宣言した。

それは、二つの理念に基づく前代未聞の画期的な出来事であった。

「誰でも少し物を考える力のある人ならすぐわかることだと思いますが、生産の大本となる自然物即ち空気、水、土地の如き類のものは、人間全体で使うべきもので、或いはその使用の結果が人間全体の役に立つよう仕向けられなければならないもので、一個人の利益ばかりのために、個人によって私有されるべきものではありません。」(『農場無償解放宣言』有島武郎)

農場無償解放のもっとも根底にある思想を表現したこの引用部分は、「コモンズ」特に「グローバル・コモンズ」を提示している。しかし、コモンズを目指して農場の無償解放を宣言するにあたっては、武郎自身の紆余曲折の前史があった。

武郎が農場の解放を心に決めたのは、渡米留学から帰国した 1907(明治 40)年、父らと一緒に農場を訪問し小作人の悲惨な暮らしを目の当たりにした時であった、と後に述懐している。留学中に自身の血肉と化した社会主義思想やキリスト教の影響によるものであっただろうし、特にクロポトキンの「相互扶助論」がその念頭にあったことは疑いない。しかし、父武の生存中は、その想いを自身の心の奥に封印することを決意した。

その封印は、1916(大正 5)年 12 月武の死去によって解かれたが、武郎はその後の数年間は、文学の創作に没頭した。第一次世界大戦(1914-1918)を背景とした日本国内の戦争特需景気が有島農場の小作人にも波及し、農場も比較的良好な状況が続いたことが農場解放にモラトリアムをもたらしていた。しかし、全く手をこまねいていたわけではなく、解放後の小作人の営農を少しでも有利な方向に導くため、吉川銀之丞の進言を入れて 1919(大正 8)年から水田稲作の実験を始めていた。

折しも、1920(大正 9)年頃から大戦終結後の不況が顕在化し、工場ストライキや小作争議が頻発して労働者(第四階級)の躍進が顕著になったことに刺激を受け、武郎は自身が属する第三階級の崩壊を自ら促進することで第四階級の時代到来に寄与するとともに、かねてより苦しんできた地主である自己矛盾の解決を目指し、その結果として文学創作活動の不振脱却を期待するようになった。しかし、この段階で武郎が考えていた農場無償解放は、小作人個人々人への農地割譲であり、コモンズを志向する方向ではなかった。

この考えが大転換するきっかけとなったのは、1922(大正 11)年 3 月に農場解放について相談した旧友森本厚吉との議論であった。

このことに触れる上で、二つ目の理念「相互扶助」について考えたい。

「諸君の将来が、協力一致と相互扶助との観念によって導かれ、現代の不備な制度の中にあっても、それに動かされないだけの堅固な基礎を作り、諸君の正しい精神と生活とが、自然に周囲に働いて周囲の状況をも変化させる結果となるようにと祈ります。」(『農場無償解放宣言』有島武郎)

ニセコ町が「相互扶助のまち」を標榜するに至った源流は、この文脈にあった。

有島武郎の「相互扶助」思想は、クロポトキン、さらにはダーウィンに遡るが、ここでは詳細に辿ることをしない。(FB の 2019.1.7「相互扶助について考える：その 1」を参照いただきたい。)

小作人個人への農地無償割譲からコモンズとしての無償解放に大転換した背景にあったのは、クロポトキンから学んだ「相互扶助」を思い起こしたことにあった。その経緯は、次の通りである。農場解放にかかる諸問題について旧友森本厚吉に相談した 1922(大正 11)年 3 月、森本は武郎の構想について、次のような懸念を示した。農地を無償割譲したとしても、借金を抱えている小作人はその農地を有効活用する前に手放さざるを得ない状況に追い込まれ、解放した農地は資本の餌食となってあつという間に霧散してしまうだろう。むしろ、森本の主たる研究領域であり先行的な実績を挙げている産業組合法に基づく組織的生活革新運動に、小作人たちを誘導したほうが良いのではないか、というものであった。

武郎は、森本の提案を受けてその現実認識を共有し、解放後の小作人たちの新たなコミュニティ形成を導く理念としてクロポトキンの「相互扶助」論を想起した。既に先行して歩み始めていた武者小路実篤の「新しき村」とは根本的に異なる理念に沿って、「コモンズと相互扶助」に基づく解放後の農場の新たな姿を描き始めたのである。武者小路のように自身が農場経営に関わることは、階級移行否定論の立場に立つ武郎は採用せず、その代わりとして軌道に乗るまでの当面の間、吉川銀之丞に対して熱い信頼が注がれることになった。

森本の意見とは一定の相違を含んではいたが、森本に示唆された思索の成果をもとに、武郎は吉川銀之丞に書簡を送り、解放後の農場経営に関する基本方針を示した。受け取った吉川にとっても大転換となったこの書簡は、「コモンズと相互扶助」に基づく農場解放の理念を示した最初の具体的指針となったのである。

2. 有島武郎が吉川銀之丞に託した「コモンズと相互扶助」

吉川宛に出した、農場解放宣言 2 ヶ月半前 1922(大正 11)年 5 月 6 日の書簡の中で、武郎は「コモンズと相互扶助」に基づく農場解放とその後の経営方針を初めて示した。それは、次の五項目から構成されている。

- (1) 解放後の土地の所有形態を旧農場の小作による共有とすること
- (2) 解放した土地を生産の場として管理する旧小作人の共同体が必要
 - 1) 参加者は全て純農家であること (暫定的例外に吉川銀之丞による指導)
 - 2) 各人が全く平等の資格で参加すること
- (3) 運営は全て合議制によることとし、全員の意見の結集の上で運営さるべきこと
～農民自治の train & create の過程が必要
- (4) 農民自治の運営は、<官憲>の指導を極力排除すること
- (5) 参加農民からは土地利用料を徴収し、集団内の困窮者の救済、研修、娯楽などに充てること

この基本方針は、武郎の死の翌年 1924(大正 13)年 2 月 20 日の狩太共生農団設立総会において制定された定款の中に、全て規定された。

狩太共生農団は、合法的組織としては産業組合法 (あるいは財団法人法) に則る以外の道がなかったことから、武郎は生前最後の妥協的決断として、深い不満を抱えながらも森本が提示した産業組合法に基づく組織案を飲まざるを得なかった。しかし、武郎の死後森本と吉川が作成した定款の中には、産業組合法では通常認められない独自の内容が規定されていた。それは、武郎の遺志を最大限実現するために森本と吉川が道庁担当者になじ込んだ、武郎の共産主義的思想の渾身の反映だった。

主に次の二つの条項として、武郎の理念が定款に表現された。

- (1) 土地の私有の禁止 (附則第 67 条)
- (2) 特別配当金は組合員割平等分配 3 割・利用料割 7 割 (本則第 57 条)

(1) における「土地私有禁止」は、農団農場を「ローカルコモンズ」として運営する上での原点ともいうべき仕組みの保障であり、(2) における「組合員割平等分配 3 割」は、農団を構成する農民の平等を目指す「相互扶助」の基盤構築に向けた、不完全とは言え確かな足掛かりとなったのである。

それでは、定款に表現された武郎の思想「コモンズと相互扶助」は、実際の農団運営においてどのように実体化されたのであろうか。
その顕著な例は、総会の運営において現れた。

3. 狩太共生農団の総会運営における「コモンズと相互扶助」

狩太共生農団の年次総会は、全団員参加による徹底した合議制が貫かれた。総会1回あたりの所要時間は、最長13時間平均7時間を要していた。武郎が吉川に託した指針にあった「運営は全て合議制によることとし、平等の資格を有する全員の意見の結集の上で運営」されたのであり、武郎が農団員に期待した train&create が実践されていたのである。これは、「コモンズ」たる農団農場を、農団員個々の存在と意思を尊重し真摯に向き合う「相互扶助」によって経営しようとしたものであり、その方法によって議論され決定された多くの経験が、武郎が託した「コモンズと相互扶助」そのものとなった。

総会運営の中で可視化された「コモンズと相互扶助」として、次のいくつかを挙げておきたい。いずれも、合議の徹底による train&create の成果が表れている事例であり、ローカルコモンズの運営を担う主体同士の相互扶助関係の熟成を示唆する経緯でもあった。

- (1) 経費削減のため登記を明年に伸ばす動議採択 (1925. 1. 31 第1回総会)
- (2) 組織の実情に合わせて、「定款」の役員数を半減する修正案 (1925. 1. 31 第1回総会)
- (3) 委任状を少なくし、組合員の家族も出席の有資格者とし、実参加者を確保 (1927. 1. 28)
- (4) 農地の等級調査における「共助」と「自助」の確執 (1927. 1. 28 第3回総会)
 - ※ “組合事業は自治・自助・共同 (※共助) の三大精神にまつもの” (吉川)
 - ～自助派：不平等感助長／各自の努力による耕地改良
 - ～共助派：農団基本精神「相互扶助」の堅持／土地は共有の精神
 - 「自助」への傾斜＝相互扶助空洞化の兆しとなった→農団解体の内因？
- (5) 役員規約違反 (中間搾取) を青年団が告発し解任 (1940. 1. 30 第16回総会)
 - ～相互扶助とコモンズの一部空洞化の危機を救った、有島の理念への回帰
 - cf. 「吾等は個人主義を排除し、相互扶助を誓う」(1937 共生産業組合青年連盟の規約)
 - ～戦局に取り込まれながらも有島武郎の理念を追求した青年たち

この中で (4) については、どのようなことだったのか、説明を補う必要があるだろう。これは、共生農団の「コモンズと相互扶助」が四半世紀を経過して崩壊するに至る内部要因がどのように形成されていったのかを示す、その端緒となった事例である。

農団員のそれぞれが分担する耕作地は、解放以前小作地であった場所をそのまま引き継いだケースが多かったと思われる。その方が、誰も自分固有の知識と経験を活かせるからである。しかし、そうなると、小作時代の各々の農地に帰属する様々な諸条件がそのまま引き継がれるので、結果的にそれぞれの農地間の格差は平準化されず、結局、格差が固定される。せつかく所有形態としてはコモンズ化したものの、実態面で個々による私有と何ら変わりがない。互いに平等な立場で扶助し合うことも単なる形式で終わってしまう。つまり、「コモンズと相互扶助」は実現し得ないことになる。

そこで、農団は毎年 (か或いは定期的に) 全ての農地の属性や条件を調査して等級的に評価し、土づくり等への投資の傾斜配分などを行い、時間をかけて農地の格差を是正するなどの調整を進めていった。

ところが、3年目の総会で、この調査事業の継続に異議が出され、賛否双方の間で議論となった。等級調査廃止の主張は、耕地の改良肥培努力の精神を阻害する弊害があり実施しても結果は五十歩百歩なので、各自が各々の耕地を改良すべきだ、というものであった。一方等級調査実施継続の主張は、農団の基本精神である相互扶助に基づき肥沃な良い土地の者は土地の痩せた者の分も利用料を担い彼らの土地改良に手を貸すべきである、というものであった。前者は、耕地への私権・愛着にこだわった<自助>に基づく主張であり、事実上<コモンズと相互扶助>を否定するものであった。後者は<共助>に基づく<コモンズと相互扶助>の肯定推進に立脚するものであったと言える。

長時間にわたる議論を経て採決した結果、前者<自助派>が僅差で<共助派>を上回った。この件は、共生農団内部の意識として、実質的に<コモンズと相互扶助>をなし崩しに後退させていく内部要因となった点で、農団史の中でも極めて重大な事件であったと言えるだろう。このことが、農団の最後の運命を大きく引き寄せていくことになったのである。

相互扶助は、コモンズ経営の究極的な目的であると同時に、コモンズを維持するために外部干渉から自らを守る手段でもある。このような、コモンズ防衛戦略としての相互扶助について、共生農団はどのような史実を抱えたのか。この観点について振り返ってみる。

4. 狩太共生農団への外圧と闘った「コモンズと相互扶助」

狩太共生農団の正式名称は、「有限責任狩太共生農団信用利用組合」である。産業組合法に依拠した形態を装ってはいたが、定款の中に武郎の共産主義的思想が表現されていたこと、この条項を実現するために道庁との交渉の中で森本と吉川の奮闘があったことは、すでに述べた。このことは、国家権力にとって共生農団が日常的な監視対象となったことを意味した。事実、農団に対して国や道からの視察が日常的に行われていたことが記録に残っている。

一方で吉川は、共生農団は周囲から特別視されたことはなかったと後に述懐している。当時の狩太村との関係においても、吉川個人はその人格や業績の面で信望が寄せられており、共生農団自体の評価も地元地域では良好であったようだ。そのことは、1923(大正12)年有島灌漑溝補助金不正流用事件で有罪に処せられた吉川に対する地元からの減刑運動や、戦争終結後のある時期、農団に対して地元世論も道や国レベルでの広い範囲においても好意的なものであったことに示されている。しかし、このような表面的な装いと別には、国家権力への忖度によるものなのか、地元地域でもそれとは真逆の対応も見られた。1933(昭和8)年に発行された小学校郷土史は、共生農団と有島武郎の関係などについては露骨に無視する記述を行うなど、「コモンズと相互扶助」は当時の権力側にとって危険視されるものであったことが窺える。そのような日常的な監視体制は、折々に露骨な干渉や外圧として立ち現れた。その史実を2つ挙げる。これらは、共生農団が「コモンズと相互扶助」への外圧と闘った事例でもある。

(1) 所有形態への権力干渉：1939(昭和14)年、北海道庁の拓殖部長から吉川の許に、共生農団でも自作農創設制度を活用して農地の共有をやめ個々の農民に分け与えてはどうかと勧奨する動きがあったが、吉川は役員と諮りこれを拒否した。

(2) 運営形態への権力介入：1941(昭和16)年、自作農創設を行なった曾我農場(※曾我農場解放1938)とこれを拒否した有島農場を比較取材し、曾我農場を高く評価して共生農団を不当に低く評価する雑誌記事を書いた「杉山論文事件」の過程で、狩太村長や関係機関も狩太共生農団を異端視したが、団員は動じなかった。

戦前戦中の政治的社会的圧迫の中で、共生農団は毅然とした姿勢で武郎が託した農場解放の理念「コモンズと相互扶助」の闘いを貫いた。しかし、すでに述べたように内的要因による矛盾は深化しており、たとえば上記(1)の際には、自作農創設制度により自作農となることを期待していたと思われる団員の中から、吉川ら役員らの決定を不服として一定数が退団した。耕地等級調査をめぐる内部議論によって「コモンズと相互扶助」の崩壊が兆したことに現れていたように、その後も、様々な形で崩壊に向けた圧力が内外から強まっていたのである。その内的要因と外的要因は、太平洋戦争敗戦後、劇的な形で激化し最後のフェーズを迎える。

5. 狩太共生農団解体の史的総括

太平洋戦争の末期から敗戦後にかけて、戦時体制の深刻化とその崩壊に伴って国内全般にわたって産業基盤が破壊され、とりわけ食料不足が深刻化した。そのため、都市部の住民は農村部への闇買いに奔走した。狩太共生農団農場は、狩太市街地の至近距離にあり、鉄道で農村部に買い出しに来る都市住民やブローカーにとって利用しやすいロケーションにあったため、共生農団の団員も密か

に農産物の闇売りに関わるものが出て共生農団の内部規律が乱れ、農団としての経済循環に支障が生ずるようになった。吉川は「畢竟、愛なき対立の然らしむる所にして、自滅のほかなし。須く挙国一致、相互扶助、共存共栄主義の外、再建の策なものというべき」（1946. 1. 30 総会）と嘆いた。そのような内部要因により「コモンズと相互扶助」が危機的状況にあったにもかかわらず、外的要因はむしろ共生農団を称揚するかのような好意的状況を生んでいた。

1946(昭和 21)年 10 月 21 日に制定された改正農地調整法に基づく第二次農地改革の嵐の中で、共生農団は当初、自作農化の完了したものとみなされ農地委員会の解放台帳にすら載らなかった。むしろ、自作農創設の先駆、模範とされ、北海道庁当局も「わが国土地解放の先駆者となった有島さんの立派な精神を酌んで、有島共生農団はこのまま残したいと思う」と表明していた。マスコミも有島武郎の思想と絡めながら共生農団の歩みを記事にするなど、外的要因はいつか共生農団に暖かい順風を送っていたのである。

そのような状況を一転させる電報が、1947(昭和 22)年 10 月 28 日、村農地委員会に入り、共生農団に対する調査を行う旨告げられた。翌 1948(昭和 23)年 6 月 6 日、村農地委員会主催による共生農団第一農場地区を対象にした懇談会が開かれた。議題は、共生農団の解放の是非に関するものであった。団員の参加者は 29 名で欠席が 20 名と、異様に欠席者が多かった。既に諦めの境地に入った団員が多かったことを示していただろう。解団反対の意向を伝えた吉川が席を立った後、解団に反対と賛成の意見が個々述べられたのちに採決があって、反対 8、賛成 15、中立 5 となり、農団解体がこの場の結論となった。翌日第二農場の 11 名の農団員を対象とした懇談会があり、出席した全団員が解団に賛成した。

この懇談会は、共生農団の解団を決める定款上の規定に基づくものではなく、その決め方についても農団の伝統的な合議によるものでもない、いわば不当な手続きによる強制的なものであった。GHQ の意向を忖度したであろう日本国政府の指示により、地元狩太村と村農地委員会が狩太共生農団を事実上強制的に解散させたのである。

共生農団は、同年 1948(昭和 23)年 11 月 28 日に臨時総会を開き、淡々と異議なく解団を決定した。

翌 1949(昭和 24)年 1 月 18 日、精算総会が行われた。

1924(大正 13)年に設立した狩太共生農団の歴史は、25 年間にわたる「コモンズと相互扶助」の闘いの歴史を、かようにして閉じたのである。闘いの半ばにして敗北を余儀なくされた、と言ったほうが的確かもしれない。

ちなみに、『ニセコ町百年史』（2001 ニセコ町）では、「解散に際しては、何度も農民の集会が開かれ、議論されたという」（下巻 P401）と記載しているが、発刊当時既に重要な文献となっていた『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』（1984 高山亮二著）に著された精緻な調査研究の成果との間に重大な矛盾を抱えた記述となっている。『ニセコ町百年史』編纂の杜撰さを示す一例と言わざるを得ない。

しかし、外的要因によって解散を余儀なくされたとはいえ、既に述べてきたように、設立間もない頃から「コモンズと相互扶助」とは相いれない土地私有化への飽くなき欲望に揺れてきた内的要因にも深い関心を寄せるべきであろう。この内的要因の分析を抜きにして、「コモンズと相互扶助」をめぐる狩太共生農団の偉大な闘いとその敗北の歴史を総括することはできない。

有島武郎は、この闘いの敗北の総括にこそ、未来への可能性を見ていた。

「然し、私は私のやったことが画餅に帰するほど、現代の資本主義組織が何の程度まで頑固なものであるか、何の程度まで悪い結果を生むものであるか、そればかりではなく、折角私が無償で土地を寄附しても、それですら尚農民たちは幸福になれないのだということが、人々にはっきり分かって良いのではないかと思うのです。私は、その試練になるだけでも満足です。」（『私有農場から共産農場へ』（有島武郎 1923. 3）

『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』の中で、著者高山亮二氏は、農団員の多くが解散を受け入れた理由として、次の 4 点にわたって言及している。

いずれも、農団の内部矛盾と外圧に関わる要因である。

- (1) 有島武郎による農場解放当時を知る小作の数が少なくなっていた（組合員 65 名中 10 名）
- (2) <農地解放＝有島武郎の考え>という道庁からのデマを信じた人が多かった
- (3) 小作株（小作権）が売買されていた（疑似的私有地扱いを黙認する結果になった）
- (4) 自作農になりたいという土地所有欲が、「コモンズと相互扶助」を侵食した

これらをあえて換言すると、(1) と (2) は「コモンズと相互扶助」理念の継承問題であり、(3) と (4) は「コモンズと相互扶助」の核心に触れる土地共有問題である。これらをもとに、最後に、狩太共生農団の「コモンズと相互扶助」における成果と敗北の要因を探ってみる。

6. 狩太共生農団の「コモンズと相互扶助」から得られた教訓と課題

本稿は、2021. 6. 5 に行われた「都市未来研究会 IN NISEKO」の中で議論した私の発言部分を編集し直して文章化したものである。狩太共生農団の史実に関する紹介等論述の多くは、『有島武郎研究―農場解放の理想と現実―』（1984 高山亮二著）に依拠しているが、この時の議論をもとに、2021. 8. 7 に開催予定の「都市未来研究会 IN NISEKO」では、「コモンズと相互扶助」の今後に向けたあり方について議論することになっている。私と須崎文代さん、林憲吾さんの 3 人で自由な議論を行う予定なので、どのような内容が展開されるのか、今日の段階ではまだわからない。

ただ、私自身としては、この議論に臨むにあたっての心構えとして、次のような論点を念頭に置きたいと思っている。

項目とキーワードだけ、列記しておく。

1. 所有権の共有（コモンズ）に支えられる利用権の平衡（相互扶助）が実現できなかった
～小作株、資源とストックの格差、農地評価、平等移行プログラムの迷走
2. <コモンズ／相互扶助>を受け止める組織論が時代的に不運だった
～産組法の許容性獲得と限界、<自助と共助>の位置付けの難しさ
3. 吉川は現地リーダーとして大きな存在だったが、本質的な限界があった
～train & create の牽引者、有島理論の実践的体現者、identity の限界
4. 団員による徹底した合議運営が<コモンズ／相互扶助>を血肉化した
～合議による合意形成のあり方
5. <コモンズ／相互扶助>を創造する有島の理念の継承が困難だった
～but 農団青年部による役員解任要求に生かされた＝継承の萌芽はあった
6. 最終的に<私的所有願望>の呪縛を越えられなかった（→農団解散）
～既得権意識の打破、ポスト資本主義への展望は？